

快適ガスライフの 基礎知識

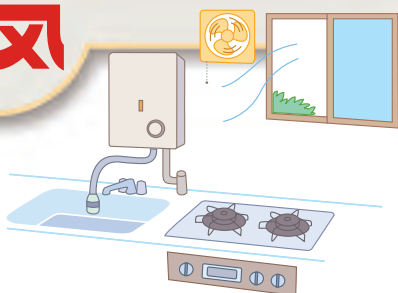
安心してガスをお使いいただくために



- ① ガス機器は、ガスの種類と合うものを…………… P1
- ② 敷地内のガス設備は、お客さまの所有物です… P2
- ③ 排気筒（煙突）は、ときどき点検を…………… P3
- ④ ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう… P4
- ⑤ こんな使い方は大変危険 …………… P5
- ⑥ 正しい接続で安全に …………… P7
- ⑦ もしも大きな地震がおきたら…………… P9
- ⑧ マイコンメーターでガスが止まったときは…… P10
- ⑨ ガス機器を長く安全にご使用いただくために … P11
- ⑩ もしものために、おすすめします…………… P13
- ⑪ お客さま情報の取扱いについて…………… P14
- ⑫ ガス臭いと感じたときは、すぐガス事業者へ連絡!… P15

使用の際は

換気してください



気がついたら

連絡してください



- ガス臭い
- 警報器が作動したり
- 気掛かりなこと など

ガス事業者へ連絡!

お名前、ご住所、ご近所の
目標、状況などを
お知らせください。

静岡ガス株式会社

お届けしているガスの種類は都市ガス13Aです

お届けしているガスは13Aです 都市ガスは全国で4種類あります

⚠️ ご注意

お届けしているガスには、有毒な物質である一酸化炭素（CO）が含まれておりませんが、**取扱いを誤ると一酸化炭素（CO）中毒や爆発などの危険性があります**のでご注意ください。

ガス機器はガスの種類と合うものを！

⚠️ ご注意

ガス機器がガスの種類と合っていないと、正常な燃焼をせず、**有毒な一酸化炭素（CO）が発生して、中毒などの原因となり大変危険です。**

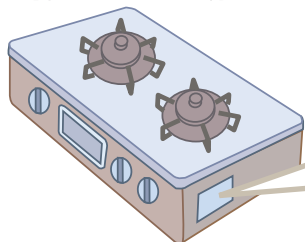
一酸化炭素（CO）中毒の初期症状として、頭痛、吐き気、気分が悪いなど、風邪に似た症状が現れます。症状が重い場合、死亡事故につながる恐れがあります。

ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。

- 新しくガス機器をお買い求めになるとき
- 今までご使用されていなかったものをお使いになるとき

ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。

※お引越しのときには特にご注意ください。



AB—120—(a) 1 → 型式
都市ガス用13A → **適合するガスの種類**
〇〇〇kW (〇〇〇kcal/h) → ガス消費量
201507—0001 → 製造年月・製造番号
〇〇〇株式会社 → メーカー名

💧 お持ちのガス機器をご確認ください

- 取扱説明書を必ず読み、正しくご使用ください。
- 10年程度以上ご使用になった機器については、点検をお勧めします。販売店などにご相談ください。

小型湯沸器

型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

ガスコンロ

型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

ふろがま・給湯器

型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

ガスファンヒーター・ガストーブ

型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

ガス炊飯器

型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

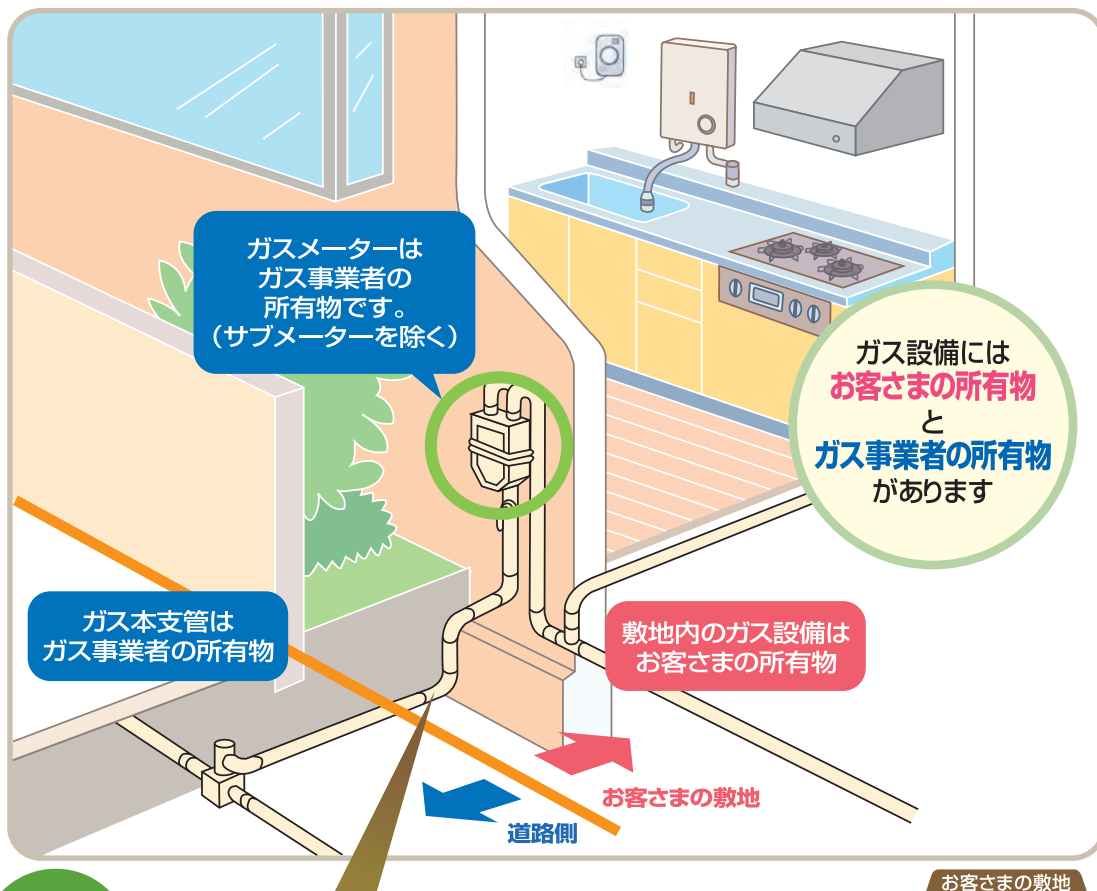
型 式
メーカー名
購入年月日
製造年月
お買い上げ店名

敷地内のガス設備は、お客さまの所有物です

敷地内のガス管やガス機器は、お客さまの大切な所有物です。ガス設備（ガス管やガス栓、ガス機器）の修理、お取り替えは有償で施工させていただきます。

ガスメーターおよび敷地外のガス設備（本支管など）は、ガス事業者の所有物です。（サブメーターを除く）

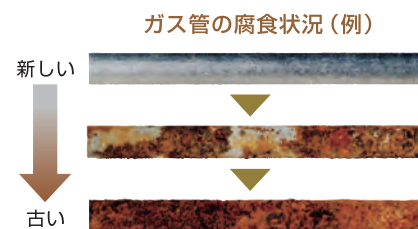
ガスメーターは計量法に基づき検定満期（7年または10年）前に取り替えます。



ガス管は古くなっていませんか？

見えないところで、腐食は進行しています。

腐食や地震に強いガス管です。



土の中に埋められた垂鉛メッキ鋼管（白ガス管）は、古くなって腐食がすすみガスが漏れることがあります。（※土質や環境により腐食の度合いが異なります。）

交換

場所に合わせ
最適なガス管に
お取り替えます。

ポリエチレン管

ポリエチレン被覆鋼管

硬質塩化ビニル被覆鋼管

腐食や地震に強く、災害対策にも有効です。なお、交換費用はお客さまのご負担になります。詳しくはガス事業者にお問合せください。

※改装や敷地内を掘る工事をされるときは、ガス事業者へご連絡ください。安全に工事していただくために、アドバイスさせていただきます。

排気筒（煙突）はときどき点検を

⚠️ ご注意

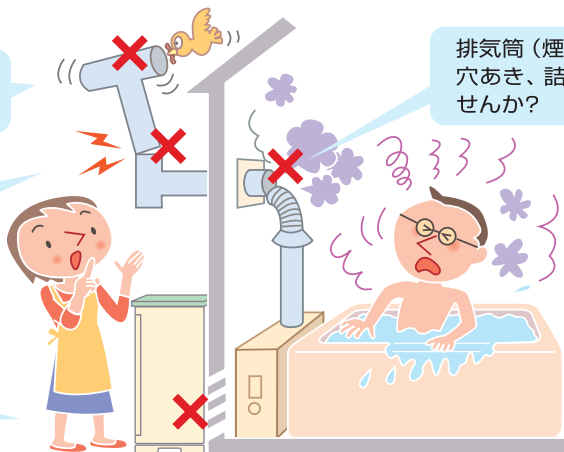
排気筒（煙突）が詰まっていると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となる場合があります大変危険です。

以下のような状態になっていないか、点検を行ってください。

排気筒（煙突）内に鳥が巣を作っていませんか？

地震・台風・強風・大雨・大雪のあとは、排気筒（煙突）のはずれや、壊れがないかどうか確認してください。

給気口がふさがっていませんか？



排気筒（煙突）のはずれ、穴あき、詰まりはありませんか？

隠ぺい部に設置されている排気筒（煙突）も点検してください。

隠ぺい部に設置されている排気筒（煙突）の腐食による穴あきやはずれにより、排気ガスが室内に入り込み、一酸化炭素（CO）中毒を起こす危険があります。

ガス機器のご使用、日常管理について

⚠️ ご注意

- ガス機器の安全なご使用、日常管理については、取扱説明書をよく読んでいただき、その内容を理解し、ご使用いただくことが大切です。
- ガス機器ご使用時に不快な臭い、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱、異音、排気口の周辺がすすけているなどがあれば、ただちに使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。

ガス小型湯沸器

熱交換器の目詰まりなど、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となります場合があります。時々上部（防熱板の下）に汚れや詰まりがないかチェックしてください。上部に汚れや詰まりがある場合や使用中に火が消える場合は、販売店に点検・修理（有償）をお申し込みください。

**ガスふろがま**

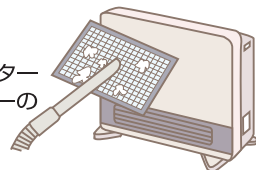
空だきに注意しましょう。

ガスふろがまや浴槽を傷めたり、火災の原因にもなります。また、ふろがまが水につかると故障の原因にもなります。

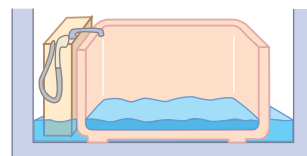
BF式風呂釜で何回も点火操作しないと口火（たね火）がつかなくなった場合には、機器内に未燃ガスがたまり、爆発着火して損傷（変形）したり、大きな爆発音があるので大変危険です。点火しにくくなった場合には販売店に点検・修理をお申し込みください。

ガス暖房機器

FF暖房機、ファンヒーターは裏側のエアフィルターのお掃除をしましょう。

**ガステーブルコンロ**

バーナーが目詰まりしたまま使うと不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となります場合があります。時々器具ブラシなどでお掃除をしてください。



ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

⚠️ ご注意

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気（給気と排気）が不十分な状態でガス機器を使用すると、酸素が不足して、不完全な燃焼となり、**有毒な一酸化炭素（CO）が発生し、中毒となる恐れがあります。**

キッチンで

コンロや小型湯沸器をお使いになる時は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気しましょう。小型湯沸器は安全装置が付いていても必ず換気しましょう。コンロや小型湯沸器が使用中に止まったら再点火を繰り返さず点検修理をお申込みください。

**お部屋で**

ファンヒーターをお使いになる時は1時間に1～2回程度、新鮮な空気に入れ替えましょう。

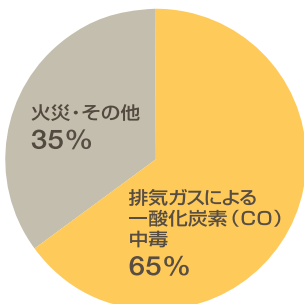


換気扇が汚れていると換気能力が低下します。換気扇を定期的に点検・清掃してください。

ガスの使用にともなう人身被害は、一酸化炭素（CO）中毒事故の割合が高い！

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。しかし、閉めきった室内で換気扇も回さずにガスを使用していると、燃焼するための酸素が不足して、不完全な燃焼状態となり、有害な一酸化炭素（CO）が発生する可能性があります。これが事故発生の大きな原因のひとつになっています。

人身被害の理由別割合（人数比）



（経済産業省／平成19年～23年消費段階の事故発生状況等より）

一酸化炭素（CO）は無色・無臭 知らないうちに吸い込んで、 死にいたることも…

- 一酸化炭素（CO）は、無色・無臭。気づきにくく、毒性は強力で、少量の吸引でも危険です。
- 軽い中毒症状は頭痛・吐き気など、風邪に似ていますが、手足がしびれて動けなくなることがあります。
- 重症になると、脳細胞を破壊したり、意識不明になったり、死亡にいたることもあります。

空気中の一酸化炭素濃度（CO（%））と 吸引時間による中毒症状

CO（%）	呼吸時間による中毒症状
0.04	1～2時間で前頭痛や吐き気、 2.5～3.5時間で後頭痛がします。
0.16	20分で頭痛・めまい・吐き気、 2時間で死亡
0.32	5～10分で頭痛・めまい、 30分で死亡
1.28	1～3分で死亡

こんな使い方は大変危険!

⚠️ ご注意**ガステーブルコンロ**

揚げものをしているときやグリルを使用しているときは、その場から離れないことが大事です。来客や電話などでその場から離れるときには、必ず火を止めてください。また、使用中にはコンロの火が着衣に着火しないようご注意ください。

揚げ物はセンサーの付いている側でおこなってください。



火災の原因になります。



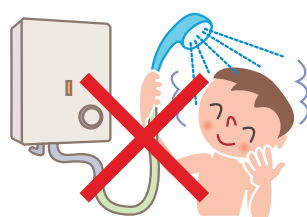
メーカー純正品以外の部品（ガスコンロ用省エネリングなど）の使用は、不完全燃焼による有害な一酸化炭素（CO）中毒を起こす原因となる場合があります。

小型湯沸器

小型湯沸器の長時間連続使用は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素（CO）中毒の原因となり、大変危険です。絶対におやめください。



浴槽、洗濯機への給湯はおやめください。



シャワー、洗髪はおやめください。

ガス暖房機器

ガスストーブやガスファンヒーターの付近には、スプレー缶や衣類など燃えやすい物は置かないでください。小さなお子さまがいるご家庭ではやけどなどにご注意ください。



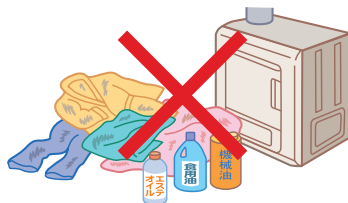
火災の原因になります。



低温やけどになる恐れがあります。

衣類乾燥機

ご使用前に衣類をお確かめください。油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていない場合があります。油の酸化発熱により自然発火する恐れがありますので、ポリプロピレン繊維製の衣類や下記の油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥機で乾燥させないでください。



油分が付着した衣類は乾燥させない

●美容オイル（ボディオイル、エステ系のオイルなど）
●ドライクリーニング油、ベンジン、シンナー

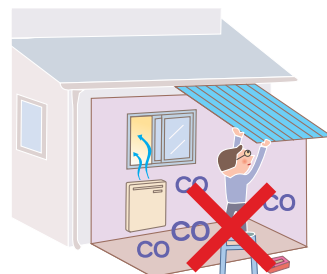
●食用油、機械油、動物系油
●ガソリン、樹脂（セルロース系）

⚠️ ご注意…波板などで囲わないでください

●屋外に設置されたガス機器を増改築により、屋内化したり、波板などで囲うことは大変危険です。

⚠️ ご注意…工事中はガス機器を使わないでください

●増改築工事などで排気筒を取り外したり、塗装工事などで給排気設備をビニールシートなどで覆った場合は、ガス機器を使用しないでください。



新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による一酸化炭素（CO）中毒や、ガス機器の故障の原因となります。

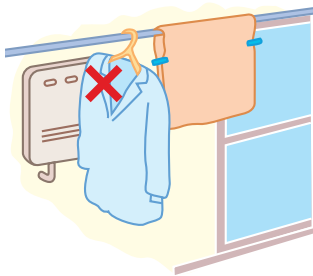
⚠️ ご注意…屋内にガス風呂がま・湯沸器などを設置するときには

- 法令により適正な給排気設備の設置が義務づけられています。
- 給排気設備に不備があると一酸化炭素(CO)中毒を引き起こす恐れがあります。
- 工事は国で定められた資格が必要です。
- 屋内には屋内用のガス機器を設置してください。
- 施工後、正しく設置されたことを表示したラベルが貼付されていることをご確認ください。(小型湯沸器を除く)

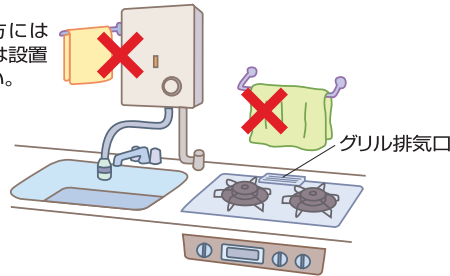
特定ガスの消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事事業者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇〇〇設備 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日

⚠️ ご注意…ガス機器の排気口や周辺に可燃物を放置すると火災の恐れがあります

- ガス機器は取扱説明書の記載に従い、周囲との離隔距離を正しくとってください。

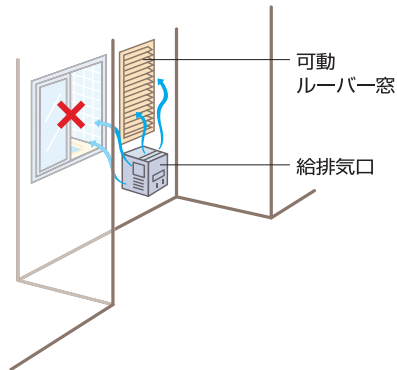


機器側方や上方には
タオル掛けなどは設置
しないでください。



⚠️ ご注意…機器および給排気口の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください

- 屋外で給気と排気を行う、これらのタイプのガス機器でも、窓や換気口などの建物開口部から排気が室内に流入し、不快な臭いがしたり気分が悪くなる恐れがありますので、ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。設置状況によっては、ガス機器の移設等が必要な場合があります。



⚠️ ご注意…特殊な機器を使用するときには

- 圧縮ガスなど(酸素・空気など)を併用するときは、ガス事業者に連絡してください。

⚠️ ご注意…金網ストーブをお持ちのお客さまへ

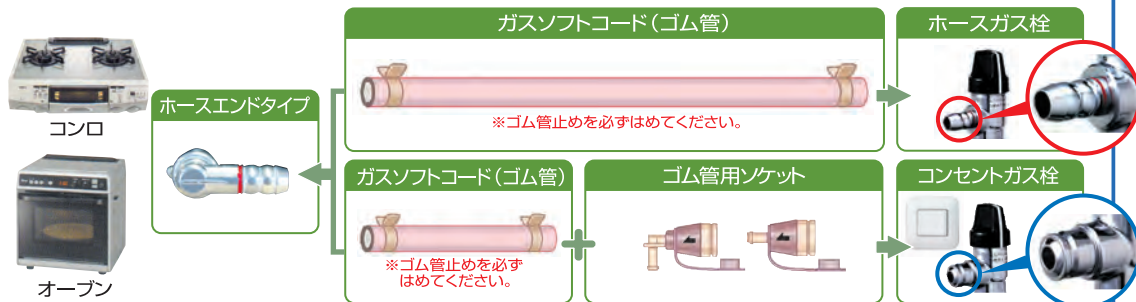
- 赤熱面(金網部分)に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となる恐れがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のガスファンヒーターなどへお取り替えください。
- 暖房シーズン前に点検をおすすめします。



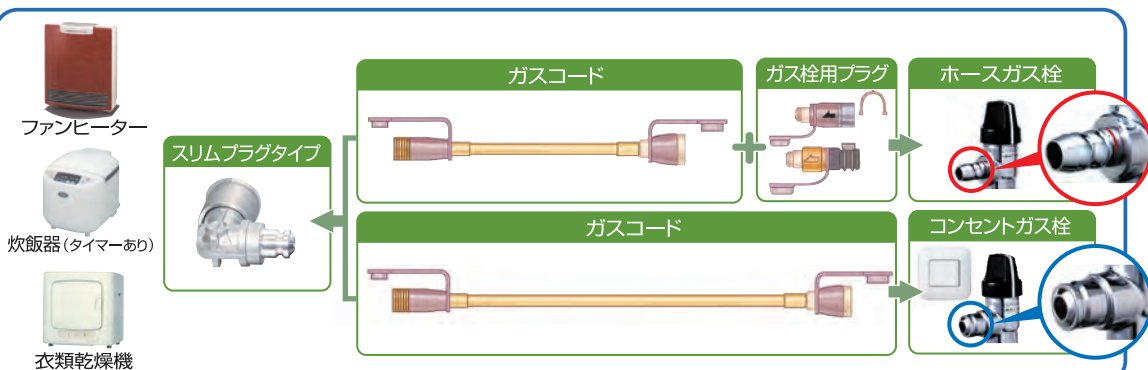
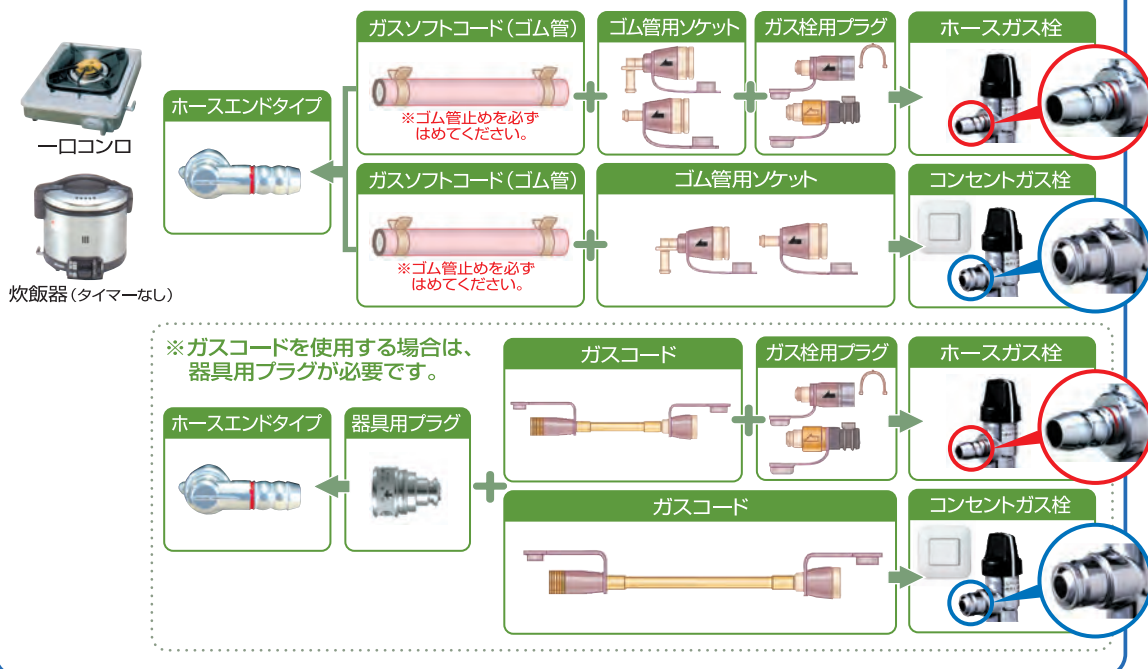
正しい接続をしないとガス漏れ、火災などの原因になります

- 接続する場合には、ガス機器及び接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものをご使用ください。

● テーブルコンロなど、常時接続する場合



● 一口コンロなどを一時的に接続するなど、常時接続しない場合



ガス機器は一例です。お持ちのガス機器のガス接続口の形状を確認の上、上記の注意事項に従って接続してください。
上記以外の接続方法については最寄りのガス会社・販売店にお問い合わせください。

正しい接続をしないとガス漏れ、火災などの原因になります

⚠️ ご注意● **ガス栓**

ガス機器が接続されていないガス栓を誤って開けないでください。

● **ゴム管止め**

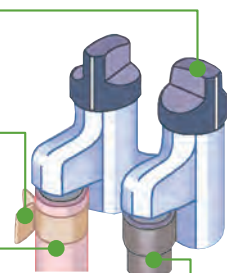
ゴム管が抜けないようにゴム管止めをご使用ください。

● **ガスソフトコード**

ガス用ゴム管は耐久性に優れたガスソフトコード（白色系）をご使用ください。

● **ガス栓キャップ**

使わないガス栓にはガス栓キャップをかぶせてください。



● ひび割れや固くなったものはお取り替えください。

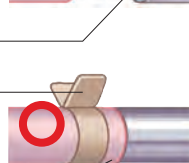
● 古いゴム管はお取り替えください。

● ゴム管は赤い線までキッチリ差し込んでください。

赤い線がない場合は接続方法が正しくない可能性があります

ゴム管止めでキッチリ止める

赤い線まで差し込む



● ガス栓とガス機器をガスソフトコードやガスコードで接続する際は、必ず機器側をはじめに接続してください。

● 接続面にごみなどの異物がないことを確認して確実に接続してください。

● ソケットに無理な力がかからないよう適切な種類を選んでください。

接続面



S型ソケット、S型ガスコード

L型ソケット、L型ガスコード

● 機器の接続口が右下の写真のタイプ時は、ガスコードをご使用ください。



ゴム管

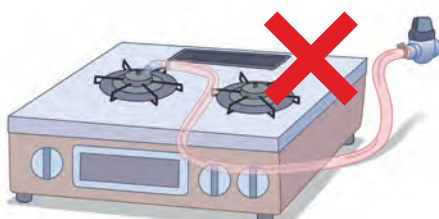


機器用ソケット

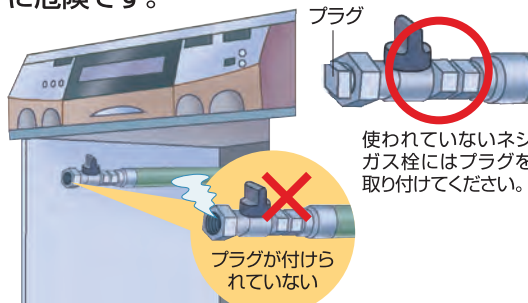


● ゴム管は、ガス機器の高温部（コンロの下など）に近接させないように接続してください。

● 不使用のネジガス栓には、プラグを取り付けてください。誤ってガス栓を開いた場合に危険です。



● ゴム管は、適切な長さで使用してください。



プラグ

使われていないネジガス栓にはプラグを取り付けてください。

プラグが付けられていない

※ プラグが取り付けられていない場合はガス事業者にご連絡ください。

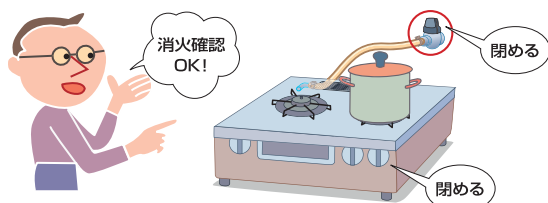
もしも大きな地震がおきたら

① まずは身の安全を確保しましょう

まずは机の下に身を隠すなどをしてください。
震度5相当以上の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスをしゃ断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。



② 揺れがおさまったらガスの火を消してください。

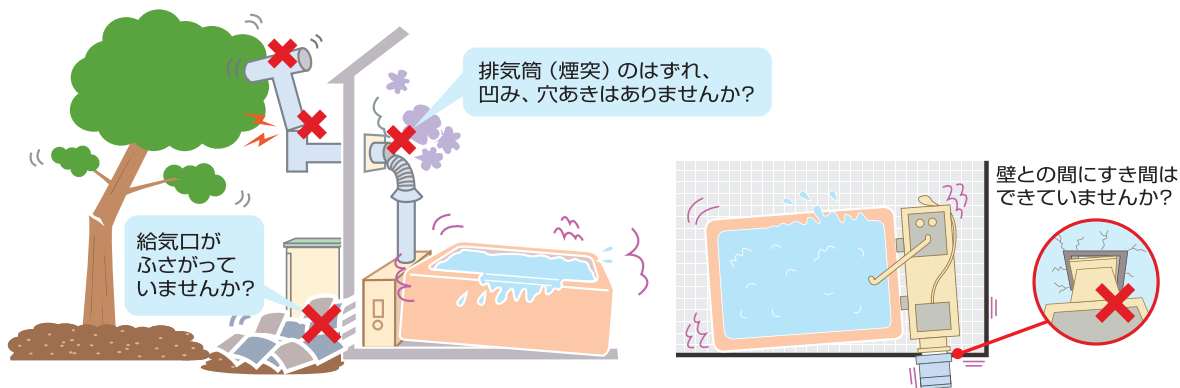


ガス機器を使用していた場合、ガスの火を消してください。

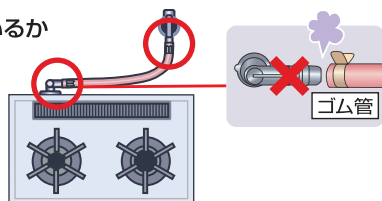
③ 地震のあと、ガスをふたたび使うとき

次のことを確認してください。

- ・ガス機器周囲でガスの臭いがしないか
- ・ガス機器本体に変形・破損など異常がないか
- ・煙突式などの屋内外の給排気設備に異常がないか
(はずれ・凹み・穴あきがないか目視で確認してください。)



- ・ガス接続具が正しく接続されているか
(接続具に外れがないか目視確認してください。)



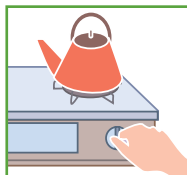
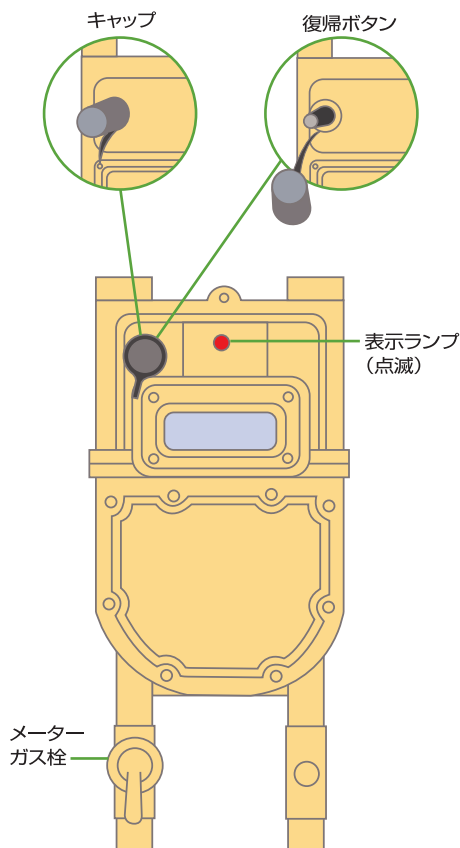
- 異常を確認した場合は、火災や一酸化炭素（CO）中毒など、事故の恐れがありますので、メーカーや販売店などへ点検・修理を依頼するとともに、ガス事業者へご連絡ください。
- ガス機器を使用していて目がチカチカしたり、気分が悪くなったり、不快な臭いがした場合は、ただちにガス機器の使用を中止し、修理の手配をしてください。

マイコンメーターでガスが止まったときは、次のように対応してください

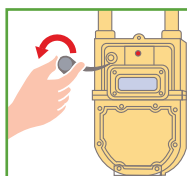
警告

ガス漏れの疑いもありますので、ガス臭くないか十分確認してください。
ガス臭いときは、復歸の操作をしないですぐにガス事業者へご連絡ください。

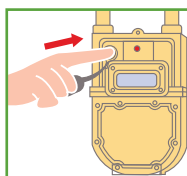
復歸の手順



器具栓を閉じるか、運転スイッチを切り、すべてのガス機器を止めてください。屋外の機器も忘れずに。使っていないガス栓は閉まっていることを確認してください。このときメーターガス栓は閉めないでください。



復歸ボタンのキャップを手で左に回し、キャップを外してください。



復歸ボタンを奥までしっかり押して、表示ランプが点灯したらすぐに手を離す。(復歸ボタンが元に戻り、赤ランプが再点滅します。その後、キャップを元に戻しておきます。)



約3分間お待ちください。この間ガス漏れがないか確認していますので、ガスを使わないでください。3分経過後に、再度ガスメーターをご確認頂き、赤ランプの点滅が消えていれば、ガスが使えます。

マイコンメーターは、次のような場合にガスをしゃ断します(赤ランプが点滅します)

- 大きい地震
- 多量のガス漏れ
- ガスの圧力低下
- 機器の長時間使用 (お湯の沸かしすぎや鍋が焦げるのを防止するものではありません。)

※ 3分経過後も、ガスが止まったままで赤ランプが点滅している場合は、ガス機器の止め忘れやガス漏れが考えられますので、もう一度ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがないか確認してください。

※ 正常に復歸しない場合や、不明な点がある場合はガス事業者へ連絡してください。

ふだんからガスメーターの位置を確認してください



マンション・アパートの場合



一戸建ての場合

ご存知ですか？

重要なお知らせ 保存版

「長期使用製品安全点検制度」

〈平成21年4月以降に特定保守製品をご購入のお客さまへ〉

製品が古くなると、部品が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こす恐れがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、経年劣化による重大事故発生の恐れが高い製品を**特定保守製品**とし、安全に使うための目安となる設計上の**標準使用期間**を設けています。

当該製品を購入の際、メーカーに**所有者登録**をすることで標準使用期間の終わる頃に点検通知が届きますので、安全に使うために点検を受けてください（点検には料金がかかります）。

下記の対象製品（特定保守製品）をお持ちのお客さまは、所有者登録をしましょう

〈特定保守製品には、機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています〉

屋内に設置されているガス瞬間湯沸器及びガスバーナー付きふろがまが対象となります



開放燃焼式

ガス瞬間湯沸器

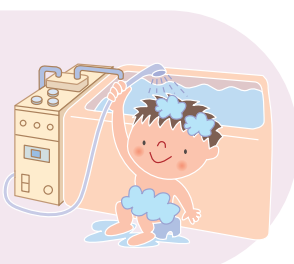


半密閉燃焼式

ガス瞬間湯沸器及びガスふろがま



密閉燃焼式

ガス瞬間湯沸器（暖房機能付き含む※¹）及びガスふろがま

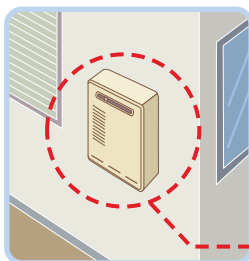
ガス製品を
安心して長くご使用
いただくために、
法定点検の他に
定期的な点検を
おすすめします。

※1 平成23年7月以降に製造された商品に限る

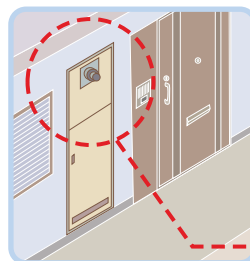
上記のほか、屋外に設置されている製品や平成21年4月より前に購入された特定保守製品も点検可能です。詳しくはメーカーなどにお尋ねください。

（製品によっては、点検結果で整備が必要な場合に整備用部品がない場合があります。）

屋外に設置されて
いるガス瞬間湯沸器
及びふろがまの例



戸建住宅は
外壁に設置
しています。



マンションなどでは
メーターボックス内
に設置しています。

※特定保守製品には、電気製品や石油製品もあります。詳しくはメーカーへお尋ねください。

電気製品：ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

石油製品：石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房器

長期使用製品安全点検制度の流れ 「特定保守製品」を購入されたら

1

販売者から*点検制度についての説明を受けます

※工務店、不動産販売業者の場合もあります



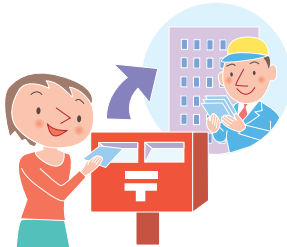
「長期使用製品安全点検制度」はメーカーに登録された所有者へ点検時期をお知らせして点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送し、登録しましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。



※所有者登録をいただいた情報は、点検通知、リコールなどの製品安全に関するお知らせに使用いたします。

2

所有者票を返送します（所有者登録）



点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めにメーカーにお知らせください。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主さまが設置・所有している場合には、家主さまが所有者登録・点検のお申込みをしてください。

3

点検時期が来たら通知が届きます



4

点検を依頼します
※点検には料金がかかります



5

点検を受けます



特定製造事業者 連絡先

(株) ガスター 点検センター	0120-642-109
(株) 世田谷製作所 営業部管理課	03-3707-5531
(株) タイヘイ 本社	0256-92-7788
パーパス(株) 点検受付センター	0120-323-884
(株) 長府製作所 点検連絡窓口	0120-921-971
(株) ノーリツ コンタクトセンター	0120-911-026
(株) ハーマン 点検受付センター	0120-780-137
(株) パロマ お客様相談室	052-824-5145
モリタ工業(株) サービス課	0120-446-252
リンナイ(株) 製品点検センター	0120-493-110
大阪ガス(株) お客様センター	0120-0-94817
東京ガス(株) お客様センター	03-3344-9199
東邦ガス(株) 特定保守製品点検センター	0120-872-909

お持ちのガス機器のメーカーが上記連絡先にはない場合には、以下にお問い合わせください。

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
03-3252-6101

この制度のお知らせホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

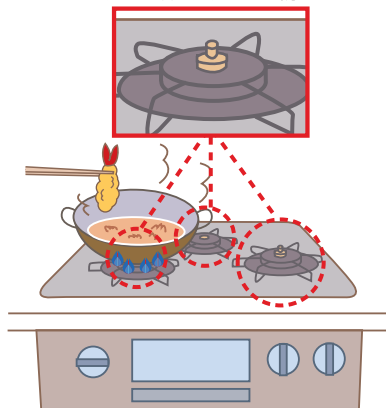
●経済産業省商務流通グループ製品安全課	03-3501-4707 (直)	●近畿経済産業局産業部消費経済課製品安全室	06-6966-6098 (直)
●北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室	011-709-1792 (直)	●中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	082-224-5671 (直)
●東北経済産業局産業部消費経済課製品安全室	022-221-4918 (直)	●四国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	087-811-8526 (直)
●関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室	048-600-0409 (直)	●九州経済産業局産業部消費経済課製品安全室	092-482-5523 (直)
●中部経済産業局産業部消費経済課製品安全室	052-951-0576 (直)	●内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	098-866-1731 (直)

安全型機器へのお取り替えをおすすめします

Si センサーコンロ

現在製造されているガスコンロは、すべてのバーナーに、煮こぼれや点火ミスなどで火が消えたときにガスをストップする立ち消え安全装置、天ぷら油の温度が約250℃になると、ガスを止め火災を防止する調理油加熱防止装置、消し忘れ消火、早切れ防止機能など、安全便利機能を搭載しています。

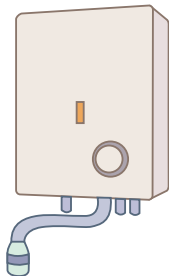
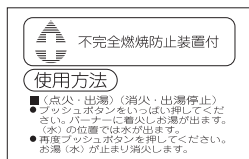
「センサー」で
天ぷら油の過熱などを防止



不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器

ほこりによる熱交換器の目詰まりなどがあつたとき、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。

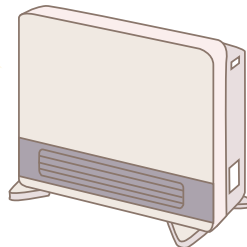
ストップ



不完全燃焼防止装置付ガスファンヒーター

フィルターの目詰まりなどで新鮮な空気が不足したら、異常を検知し自動的にガスを止めます。

ストップ



不完全燃焼防止装置付の機器でも、お使いになるときは必ず換気をしてください。

ヒューズガス栓へのお取り替えをおすすめします

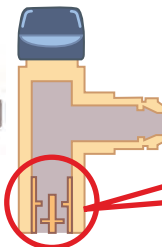
- 万が一ゴム管がはずれたり、途中で切れたりしたとき、自動的にガスを止めます。
- 旧型ガス栓をお使いのお客さまは、ヒューズガス栓へのお取り替えをおすすめします。

※新しく取り付けるガス栓はヒューズガス栓になっています。

旧型ガス栓



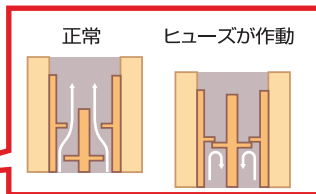
お取り替え



ヒューズ機能の仕組み

正常

ヒューズが作動



古いタイプのゴム管 (赤・青・絹巻ラセン管) のお取り替えをおすすめします

赤・青ゴム管のお取り替えをお願いします

赤・青ゴム管にかわり、耐久性が向上したソフトコードが販売されています。現在ご使用の赤・青ゴム管は、早急にソフトコードにお取り替えください。

青ゴム管



ソフトコード

赤ゴム管



合格都市ガス用

絹巻ラセン管のお取り替えをお願いします

絹巻ラセン管にかわり、耐久性が向上したガスコードが販売されています。現在ご使用の絹巻ラセン管は、早急にガスコードにお取り替えください。

絹巻ラセン管



ガスコード



※ガスコードをご使用の際はP7の接続方法をご確認ください。

ソフトコード・ガスコードでも外観に傷や溶けなどの異常が見られるとき、ガス機器を買い替えるときにはお取り替えください。

1. お客さま情報の保護についての考え方

静岡ガス株式会社(以下「当社」といいます。)
は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーをはじめ、当社の商品・サービスを安全、安心してご利用いただくための各種業務を円滑に行うため、各種のお申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、お客さま等の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等(以下「個人情報」といいます。)を収集・利用させていただいております。当社は、個人情報の保護を重要な社会的責務と認識し、この責務を果たすため、個人情報等を以下の内容に従って取り扱います。

2. 利用目的について

当社では、お客さま情報を次の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給及びその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、教育、研究開発
- (7) その他上記(1)から(6)に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

3. お客さま情報の第三者への開示・提供について

「2. 利用目的について」に記載した場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き、お客さま情報を第三者へ開示又は提供いたしません。

- (1) ご本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づき開示・提供を求められた場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- (5) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 次項4.に掲げる者に対して提供する場合

4. お客さま情報の共同利用について

共同利用その1

当社及び静岡ガスグループ各社は、下記のとおりお客さまの個人情報等を共同利用いたします。

【共同して利用するお客さま情報の項目】

- ・お客さまの氏名、住所、電話番号等の基本情報
- ・エネルギー利用状況に関する情報
- ・保安・修理に関する情報
- ・エネルギー消費設備・機器・建物等の情報
- ・エネルギー消費機器等のリース契約情報
- ・工事に関する情報
- ・販売に関する情報

【共同して利用する者の範囲】

静岡ガスエネルギー株式会社 静岡市駿河区池田50-5
静岡ガスリビング株式会社 静岡市駿河区八幡1-5-38
静岡ガス&パワー株式会社 富士市蓼原1146-1
静岡ガスエンジニアリング株式会社 静岡市駿河区池田28
静岡ガスサービス株式会社 静岡市駿河区池田50-5
静岡ガスシステムソリューション株式会社 静岡市駿河区八幡1-5-38
静岡ガス保険サービス株式会社 静岡市駿河区八幡1-5-38
吉田ガス株式会社 山梨県富士吉田市下吉田6-5-1
下田ガス株式会社 下田市中央467
信州ガス株式会社 長野県飯田市真瀬町3-2700
佐渡ガス株式会社 新潟県佐渡市春日183
袋井ガス株式会社 袋井市高尾1940-1
中遠ガス株式会社 掛川市中央1-18-1
御殿場ガス株式会社 御殿場市川島600
清水エルエヌジー株式会社 静岡市清水区袖師町1900
エネリア静岡西 静岡市葵区駒形通5-3-14
エネリア静岡北 静岡市葵区井宮町108-22
エネリア静岡東 静岡市駿河区小黒3-8-10
エネリア静岡中央 静岡市駿河区池田28
エネリア清水北 静岡市清水区小芝町1-27
エネリア清水南 静岡市清水区草薙3-7-15
エネリア富士 富士市本市場町835
エネリア富士宮 富士宮市錦町2-23
エネリア東部中央 沼津市真砂町20-23
エネリア東部西 沼津市吉田町27-1
エネリア東部東 駿東郡清水町玉川114-23
エネリア東部北 駿東郡長泉町下土狩396-22

【利用する者の利用目的】

「2. 利用目的について」に掲げる業務

【お客さま情報の管理について責任を有する者】

静岡ガス株式会社

共同利用その2

当社は、下記の当社のグループ会社との間で、それぞれの利用目的の範囲内でお客さまの個人情報等を共同利用いたします。

【共同して利用するお客さま情報の項目】

- ・お客さまの氏名、住所、電話番号等の基本情報
- ・エネルギー利用状況に関する情報、保安・修理に関する情報
- ・エネルギー消費機器等の販売、リース契約情報

【共同して利用する者の範囲】

静岡ガスクレジット株式会社
静岡市駿河区八幡1-5-38

【共同して利用する者の利用目的】

- ・クレジット、ローン及びリース契約の締結並びにこれら契約とその付帯サービスの履行等

【上記お客さま情報の管理について責任を有する者】

静岡ガス株式会社

5. お客さま情報の照会・訂正等について

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報に関する照会や、訂正、追加については、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で照会への回答、情報の訂正をいたします。

6. お客さま情報の消去について

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の一部または全部を消去した場合、ご要望に沿ったサービスの提供ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(なお、関係法令に基づき保有する情報については、消去のお申し出には応じられない場合がございます)

7. 法令等の遵守について

当社は、お客さま情報の保護に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記における取り組みを必要に応じて見直し、その改善に努めます。

8. お客さま情報の受付窓口

【お電話でのお問い合わせ】

静岡支社 総務グループ
〒422-8076 静岡市駿河区池田28

電話番号 054-285-2111

富士支社 総務グループ
〒417-0043 富士市荒田島町10-52

電話番号 0545-52-2260

東部支社 総務グループ
〒410-0012 沼津市岡一色809

電話番号 055-927-2811

【インターネットでのお問い合わせ】

当社ホームページ内「その他のお問い合わせ」フォームよりお問い合わせください。

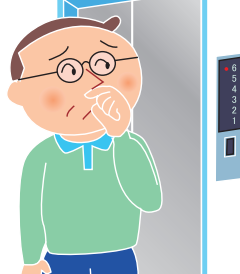
※法令の改正等にあわせて、プライバシーポリシーを変更する場合がございます。最新のプライバシーポリシーにつきましては、ホームページをご確認ください。

ガス警報器が作動したり、
ガス臭いと感じたときはすぐガス事業者へご連絡ください。

屋外で…



共用部で…



お部屋の中で…



すぐガス事業者へ連絡してください

静岡ガス株式会社

- お名前
- ご住所
- ご近所の目標
- その場の状況をお知らせください。

お客さまコンタクトセンター

 **0570-020-161**

※ガスもれ等の緊急の場合は、ガスもれ通報専用電話にご連絡ください。

ガスもれ通報専用電話

 **0570-099-189**

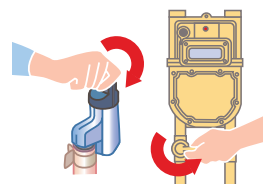
ガス臭いと感じたときは

⚠ 警告 火気厳禁

- 火気は絶対使用しないでください。
- 着火源となる換気扇、電灯などのスイッチに絶対手を触れないでください。



- 窓や戸を大きく開けましょう。
- ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。



もしものために暮らしを見張ります

ガス・CO警報器

万一ガス漏れや不完全燃焼による一酸化炭素(CO)が発生した場合、ランプと警報音でお知らせします。24時間ガス漏れやCO発生を監視する暮らしの見張り番です。また、火災が発生したときに、お知らせする機能のついた警報器もあります。(交換期限(5年)がすぎる前に、お取り替えが必要です。ガスの種類によってはガス警報器とCO警報器をそれぞれ設置する必要があります。)



ガス事業者の主な保安体制

- ① 365日・24時間保安体制
ガス漏れ、ガス事故などの緊急時に備えて、係員と緊急車が常時待機しています。

② 保安点検

3年に1回以上、お客さま宅にお伺いし、ガス漏れ点検や給排気設備などの調査などを行っています。